

大阪市条例第43号

大阪市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条から第6条まで及び第10条に定めるもののほか、次に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「設備運営基準」という。）第1条から第8条まで、第9条第1項、第11条から第22条の2まで（第11条第4項第1号イを除く。）、第23条第1項及び第24条から第<u>31条の3</u>まで並びに附則第2条、第3条第1項（設備運営基準第11条第4項第1号ハ及び第55条第4項第1号ハに係る部分に限る。）、第4条及び第6条から第8条まで</p> <p>[(2)・(3) 略]</p> <p>(4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（<u>令和6年厚生労働省令第16号</u>。以下「令和6年改正省令」という。）附則</p>	<p>（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>(1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「設備運営基準」という。）第1条から第8条まで、第9条第1項、第11条から第22条の2まで（第11条第4項第1号イを除く。）、第23条第1項及び第24条から第<u>31条の2</u>まで並びに附則第2条、第3条第1項（設備運営基準第11条第4項第1号ハ及び第55条第4項第1号ハに係る部分に限る。）、第4条及び第6条から第8条まで</p> <p>[(2)・(3) 同左]</p> <p>(4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（<u>令和3年厚生労働省令第9号</u>。以下「令和3年改正省令」という。）附則</p>

第4条及び第6条（これらの規定のうち設備運営基準に係る部分に限る。以下同じ。）

（施設長の責務）

第6条 特別養護老人ホームの施設長は、第3条に定める基準のうち、設備運営基準第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条の2まで及び第24条から第31条の3まで並びに令和6年改正省令附則第4条及び第6条に係る部分並びに第4条の規定を職員に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第7条 第3条から前条まで（第3条中設備運営基準第1条及び第12条並びに附則に係る部分並びに第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム（設備運営基準第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準は、次項及び第10条に定めるもののほか、設備運営基準第32条から第41条まで並びに設備運営基準第42条において準用する設備運営基準第3条から第6条まで、第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条の2まで、第23条第1項、第24条の2及び第26条から第31条の3まで並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備

第2条、第3条、第5条、第10条及び第11条（これらの規定のうち設備運営基準に係る部分に限る。以下同じ。）

（施設長の責務）

第6条 特別養護老人ホームの施設長は、第3条に定める基準のうち、設備運営基準第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条の2まで及び第24条から第31条の2まで並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条、第10条及び第11条に係る部分並びに第4条の規定を職員に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第7条 第3条から前条まで（第3条中設備運営基準第1条及び第12条並びに附則に係る部分並びに第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム（設備運営基準第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準は、次項及び第10条に定めるもののほか、設備運営基準第32条から第41条まで並びに設備運営基準第42条において準用する設備運営基準第3条から第6条まで、第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条の2まで、第23条第1項、第24条の2及び第26条から第31条の2まで並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、

及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第6条第2項及び第7条（これらの規定のうち設備運営基準に係る部分に限る。以下同じ。）並びに令和6年改正省令附則第4条及び第6条に定めるところによる。

2 第4条及び前条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項各号」とあるのは「第42条において読み替えて準用する設備運営基準第9条第2項各号」と、前条中「第3条」とあるのは「第7条第1項」と、「第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条の2まで及び第24条から第31条の3まで」とあるのは「第34条及び第36条から第41条まで並びに設備運営基準第42条において準用する設備運営基準第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条の2まで、第24条の2及び第26条から第31条の3まで並びに令和3年改正省令第6条第2項及び第7条」と、「第4条の」とあるのは「第7条第2項において読み替えて準用する第4条の」と読み替えるものとする。

（地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第8条 第3条から前条まで（第3条中設備運営基準第1条及び附則に係る部分並びに第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係

第5条、第10条及び第11条並びに第6条第2項及び第7条（これらの規定のうち設備運営基準に係る部分に限る。以下同じ。）に定めるところによる。

2 第4条及び前条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項各号」とあるのは「第42条において読み替えて準用する設備運営基準第9条第2項各号」と、前条中「第3条に」とあるのは「第7条第1項に」と、「第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条の2まで及び第24条から第31条の2」とあるのは「第34条及び第36条から第41条まで並びに設備運営基準第42条において準用する設備運営基準第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条の2まで、第24条の2及び第26条から第31条の2」と、「第5条」とあるのは「第5条、第6条第2項、第7条」と、「第4条」とあるのは「第7条第2項において読み替えて準用する第4条」と読み替えるものとする。

（地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第8条 第3条から前条まで（第3条中設備運営基準第1条及び附則に係る部分並びに第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係

る部分を除く。)の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム(設備運営基準第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準は、次項及び第10条に定めるもののほか、設備運営基準第54条、第55条(第4項第1号イを除く。)及び第56条から第58条まで並びに設備運営基準第59条において準用する設備運営基準第2条から第8条まで、第9条第1項、第12条の2から第15条まで、第17条から第22条の2まで、第23条第1項、第24条から第29条まで及び第31条から第31条の3まで並びに令和6年改正省令附則第4条及び第6条に定めるところによる。

2 第4条から第6条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項各号」とあるのは「第59条において読み替えて準用する設備運営基準第9条第2項各号」と、第6条中「第3条」とあるのは「第8条第1項」と、「第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条の2まで及び第24条から第31条の3まで」とあるのは「第57条及び第58条並びに設備運営基準第59条において準用する設備運営基準第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第15条まで、第17条から第22条の2まで、第24条から第29条まで及び第31条から第31条の3まで」と、「第4条の」とあるのは「第8条第2項において読み替えて準

る部分を除く。)の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム(設備運営基準第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準は、次項及び第10条に定めるもののほか、設備運営基準第54条、第55条(第4項第1号イを除く。)、第56条から第58条まで並びに設備運営基準第59条において準用する設備運営基準第2条から第8条まで、第9条第1項、第12条の2から第15条まで、第17条から第22条の2まで、第23条第1項、第24条から第29条まで、第31条及び第31条の2並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条、第10条及び第11条に定めるところによる。

2 第4条から第6条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第4条中「第9条第2項各号」とあるのは「第59条において読み替えて準用する設備運営基準第9条第2項各号」と、第6条中「第3条に」とあるのは「第8条第1項に」と、「第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条の2まで及び第24条から第31条の2まで」とあるのは「第57条及び第58条並びに設備運営基準第59条において準用する設備運営基準第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第15条まで、第17条から第22条の2まで、第24条から第29条まで、第31条及び第31条の2」と、「第4条」とあるのは「第8条第2項において読み替えて準

用する第4条の」と読み替えるものとする。
(ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム
の設備及び運営に関する基準)

第9条 第3条から前条まで(第3条中設備
運営基準第1条及び附則に係る部分並びに
第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係
る部分並びに前条第1項中設備運営基準第
56条に係る部分を除く。)の規定にかかわら
ず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホ
ーム(設備運営基準第60条に規定するユニ
ット型地域密着型特別養護老人ホームをい
う。以下同じ。)の設備及び運営に関する基
準は、次項及び第10条に定めるもののほか、
設備運営基準第60条から第62条まで並びに
設備運営基準第63条において準用する設備
運営基準第3条から第6条まで、第8条、
第9条第1項、第12条の2から第14条まで、
第18条、第20条から第22条の2まで、第23
条第1項、第24条の2、第26条から第29条
まで、第31条から第31条の3まで、第33条、
第34条、第36条、第38条から第41条まで及
び第58条並びに令和3年改正省令附則第6
条第2項及び第7条並びに令和6年改正省
令附則第4条及び第6条に定めるところに
よる。

2 第4条及び第6条の規定は、ユニット型
地域密着型特別養護老人ホームについて準
用する。この場合において、第4条中「第
9条第2項各号」とあるのは「第63条にお
いて読み替えて準用する設備運営基準第9
条第2項各号」と、第6条中「第3条」と

用する第4条」と読み替えるものとする。
(ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム
の設備及び運営に関する基準)

第9条 第3条から前条まで(第3条中設備
運営基準第1条及び附則に係る部分並びに
第3条第2号及び第3号に掲げる規定に係
る部分並びに前条第1項中設備運営基準第
56条に係る部分を除く。)の規定にかかわら
ず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホ
ーム(設備運営基準第60条に規定するユニ
ット型地域密着型特別養護老人ホームをい
う。以下同じ。)の設備及び運営に関する基
準は、次項及び第10条に定めるもののほか、
設備運営基準第60条から第62条まで並びに
設備運営基準第63条において準用する設備
運営基準第3条から第6条まで、第8条、
第9条第1項、第12条の2から第14条まで、
第18条、第20条から第22条の2まで、第23
条第1項、第24条の2、第26条から第29条
まで、第31条、第31条の2、第33条、第34
条、第36条、第38条から第41条まで及び第
58条並びに令和3年改正省令附則第2条、
第3条、第5条、第6条第2項、第7条、
第10条及び第11条に定めるところによる。

2 第4条及び第6条の規定は、ユニット型
地域密着型特別養護老人ホームについて準
用する。この場合において、第4条中「第
9条第2項各号」とあるのは「第63条にお
いて読み替えて準用する設備運営基準第9
条第2項各号」と、第6条中「第3条に」

<p>あるのは「<u>第9条第1項</u>」と、「第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条の2まで及び第24条から<u>第31条の3</u>まで」とあるのは「第62条並びに設備運営基準第63条において準用する設備運営基準第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条の2まで、第24条の2、第26条から第29条まで、<u>第31条から第31条の3</u>まで、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第58条並びに令和3年改正省令附則第6条第2項及び第7条」と、「<u>第4条の</u>」とあるのは「第9条第2項において読み替えて準用する<u>第4条の</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>とあるのは「<u>第9条第1項に</u>」と、「第7条、第8条、第9条第1項、第12条の2から第22条の2まで及び第24条から<u>第31条の2</u>まで」とあるのは「第62条並びに設備運営基準第63条において準用する設備運営基準第8条、第9条第1項、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第22条の2まで、第24条の2、第26条から第29条まで、<u>第31条、第31条の2</u>、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第58条」と、「<u>第5条</u>」とあるのは「<u>第5条、第6条第2項、第7条</u>」と、「<u>第4条</u>」とあるのは「<u>第9条第2項</u>において読み替えて準用する<u>第4条</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。